

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年6月 29 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101457 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200048 号

第1 結論

請求者のA社における平成 25 年 12 月 25 日の標準賞与額を 29 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 12 月 25 日

A社から請求期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）及び A 社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、29 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 12 月 25 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述している一方、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、提出していなかったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 12 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2101459号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2200049号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月25日の標準賞与額を25万5,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和50年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成25年12月25日

A社から請求期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）及びA社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月25日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述している一方、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、提出していなかったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年12月25日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101509 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200050 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における平成 25 年 12 月 25 日の標準賞与額を 1 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成 25 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 女（母）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 23 年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 48 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 25 年 12 月 25 日

私の子（訂正請求記録の対象者）が A 社から請求期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）及び A 社から提出された賃金台帳により、訂正請求記録の対象者は、請求期間において同社から賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は訂正請求記録

の対象者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与支払届及び賃金台帳により、1万円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月25日の賞与について、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述している一方、訂正請求記録の対象者の賞与支払届を年金事務所に対し、提出していなかったことを認めていることから、年金事務所は、訂正請求記録の対象者の平成25年12月25日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101602 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200047 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 61 年 10 月 3 日から同年 9 月 11 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

昭和 61 年 9 月 11 日から同年 10 月 3 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 61 年 9 月 11 日から同年 10 月 3 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 9 月 11 日から同年 10 月 3 日まで

辞令により、昭和 61 年 9 月 11 日付けで B 社から A 社に転籍したが、請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。給与支給明細表を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細表及び辞令並びに雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において、A 社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の昭和 61 年 9 月の標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び上記給与支給明細表により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も亡くなっていることから、請求者に係る請求期間の届出や保険料納付について回答を得ることができないものの、オンライン記録により、令和 4 年 3 月 1 日付けで、同社の厚生年金保険の新規適用年月日が昭和 61 年 10 月 3 日から同年 9 月 11 日に訂正されており、請求期間当時においては厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認でき、請求期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていながら、厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認め

られることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和61年9月11日から同年10月3日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第 2101599 号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第 2200046 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 2 月 28 日から同年 6 月 1 日まで

A社において、昭和 42 年 2 月 10 日から昭和 47 年 10 月 25 日までの期間、退職することなく、継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」(以下「通知書」という。)によると、請求者の厚生年金保険の資格喪失年月日は昭和 46 年 2 月 28 日、資格取得年月日は同年 6 月 1 日と記載されていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求者は、同社の厚生年金保険の被保険者資格を同年 2 月 28 日に一旦喪失した後、同年 6 月 1 日に再取得していることが確認でき、当該喪失年月日及び資格取得年月日は、オンライン記録と一致している。

また、通知書において、昭和 46 年 2 月 28 日の資格喪失手続に伴い、健康保険被保険者証が添付されていたことが確認でき、被保険者名簿においても、請求者は、同年 2 月 28 日の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、健康保険被保険者証を返納していることが確認できる上、A社に係る事業所別被保険者名簿の更新又は検認年月日欄において、同社では、昭和 46 年 3 月 5 日付けで健康保険被保険者証の更新が行われており、当該更新が行われた被保険者の欄外には更新を示す印が押されているものの、請求者については当該印が押されていないことが確認できる。

さらに、請求者が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚に文書照会を行ったものの、請求者の請求期間に係る勤務期間を明確に記憶する者ではなく、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、請求者は、給与明細書等の資料を保有していない上、A社は、請求者に係る人事記録の作成は行っていない旨回答し、また、賃金台帳等の資料を保有していない旨陳述しているものの、通知書どおり、昭和46年2月28日資格喪失、同年6月1日資格取得の届出を行っていることから、請求期間において、請求者は、同社に勤務していなかったため、請求期間の給与を支給しておらず、厚生年金保険料控除も行っていなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。